

船橋市立船橋高等学校運動部活動外部指導者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市立船橋高等学校（以下、「高等学校」）に対して専門的な指導力を備えた指導者を派遣することについて必要な事項を定め、もって、高等学校の運動部活動の振興を図ることを目的とする。

(派遣内容等)

第2条 運動部活動外部指導者派遣事業は、市教育委員会が学校及び関係機関・団体と連携を保ち、計画的に推進するものとする。

- 2 派遣対象は、高等学校が設置する運動部活動の種目とする。
- 3 派遣時間については、概ね4時間未満または4時間以上のいずれかとする。
- 4 派遣人数については、予算内の人数とする。
- 5 委嘱期間は、委嘱した日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、水泳等実施する季節が限られる運動種目は、期間を集中して派遣できるものとする。

(指導者の選定)

第3条 校長は、指導者の派遣を希望する場合、定められた期日までに船橋市立船橋高等学校運動部活動外部指導者派遣申請書及び計画書（第1号様式）を市教育委員会に提出しなければならない。

- 2 市教育委員会は、次の各号に該当する者の中から指導者を選定する。
 - (1) 公立諸学校の教員以外の者で、年間を通して運動部活動の指導が可能な者
 - (2) 実技指導力に優れ、学識経験に富み、社会的信望のある者
- 3 指導者は、市教育委員会の要請を受け、校長と連携を保ち、当該運動部活動の顧問教諭とともに生徒の実技指導及び助言に当たる。

(実績報告)

第4条 校長は、指導内容等について各月事業終了後翌月10日までに船橋市立船橋高等学校運動部活動外部指導者派遣事業実施報告書（第2号様式）により市教育委員会に報告する。

(報償費)

第5条 指導者の報償費は、以下のとおりとする。

- (1) 4時間未満 1,800円/日
- (2) 4時間以上 3,600円/日

(指導者の傷害等補償)

第6条 指導者は、活動中の怪我等に対する保険に加入し、その費用については高等学校が負担するものとする。

(その他事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

船橋市教育委員会 あて

校長名

船橋市立船橋高等学校運動部活動外部指導者派遣申請書及び計画書

記

対象種目		
顧問氏名		
指導者	氏名	
	生年月日	
	住所・電話番号	
	職業	
	主なスポーツ歴	
	備考	
部活動の状況		
派遣依頼理由		
指導内容		
派遣期日及び日数		

年 月 日

船橋市教育委員会 あて

校長名 印

船橋市立船橋高等学校運動部活動外部指導者派遣事業実施報告書

このことについて、下記のとおり実績を報告します。

記

対 象 種 目				
当 該 部 担 当 者 名				
派 遣 指 導 者 名				
指導内容				
事業の効果				
派遣期日・日数等				
月	日	活 動 時 間	活 動 場 所	活動人数
				合計 日